

細ニ爲替手形ノ旨趣
 ナ記シテ爲替手形ノ
 全文ニ代フ
 第七百九十六條 裁
 判所ノ役員又ハ公證
 人ハ其作リタル拒證
 書ノ全文ヲ日帳簿
 ニ記入シ且被拒者ノ
 求ニ因リテ敷道ニ之
 フ作ル義務アリ
 拒證書作成ノ費用ハ
 被拒者之ヲ立替ナル
 コトヲ要ス

第十款 戻爲替手形

第七百九十七條 所
 持人ハ價還金額ニ付
 各價還義務者ニ對シ
 テ戻爲替手形ヲ振出
 スコトヲ得
 第七百九十八條 戻
 爲替手形ノ費用ノ額
 ハ仲買人手數料ノ仲
 立人手數料郵便稅印
 紙稅及ヒ支拂地ヨリ
 償還義務者ノ住地ニ

其關係ヨリ生スル争ニ關セサルトキハ其效力ヲ有セス

第七百八十八條 仲裁契約ニ仲裁人ノ選定ニ關スル定ナキトキハ當
 事者ハ各一名ノ仲裁人ヲ選定ス

第七百八十九條 當事者ノ雙方カ仲裁人ヲ選定スル權利ヲ有スルト
 キハ先ニ手續ヲ爲ス一方ハ書面ヲ以テ相手方ニ其選定シタル仲裁
 人ヲ指示シ且七日ノ期間内ニ同一ノ手續ヲ爲ス可キ旨ヲ催告ス可
 シ

右期間ヲ徒過シタルトキハ管轄裁判所ハ先ニ手續ヲ爲ス一方ノ申
 立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス

第七百九十條 當事者ノ一方ハ相手方ニ仲裁人選定ノ通知ヲ爲シタ
 ル後ハ相手方ニ對シテ其選定ニ羈束セラル

第七百九十一條 仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ死亡
 シ又ハ其他ノ理由ニ因リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受若クハ施行ヲ拒

宛テ振出シタル一覽
 爲替手形ノ相場ニ因
 リテ定マル右ノ相場
 ハ戻爲替手形ヲ遞次
 振出ス場合ト雖モ本
 爲替手形ノ支拂地ヨ
 リ振出地ニ宛テ相
 一覽拂爲替手形ノ相
 場ヲ超ユルコトヲ得
 ス
 第七百九十九條 戻
 爲替手形ニハ拒マレ
 タル爲替手形、拒證
 書、及ヒ償還計算書
 フ添フ可シ
 第八百條 戻爲替手
 形ヲ支拂ヒタル者ハ
 其前者中ノ一人ニ宛
 テ更ニ戻爲替手形ヲ
 振出スコトヲ得
 第十一款 資金
 第八百一十一條 振出
 又ハ自己ノ計算ニテ
 爲替手形ヲ振出カシ
 メタル者又ハ明示シ
 テ爲替資金ヲ供スル

ミタルトキハ其仲裁人ヲ選定シタル當事者ハ相手方ノ催告ニ因リ
 七日ノ期間内ニ他ノ仲裁人ヲ選定ス可シ此期間ヲ徒過シタルトキ
 ハ管轄裁判所ハ其催告ヲ爲シタル者ノ申立ニ因リ仲裁人ヲ選定ス
 可シ

第七百九十二條 當事者ハ判事ヲ忌避スル權利アルト同一ノ理由及
 ヒ條件ヲ以テ仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得

此他仲裁契約ヲ以テ選定シタルニ非サル仲裁人カ其責務ノ履行ヲ
 不當ニ遅延スルトキハ亦之ヲ忌避スルコトヲ得
 無能力者、聾者、啞者及ヒ公權ノ剝奪又ハ停止中ノ者ハ之ヲ忌避ス
 ルコトヲ得

第七百九十三條 仲裁契約ハ當事者ノ合意ヲ以テ左ノ場合ノ爲メ豫
 定ヲ爲サカリシトキハ其效力ヲ失フ

第一 契約ニ於テ一定ノ人ヲ仲裁人ニ選定シ其仲裁人中ノ或ル

義務ヲ負ヒタル書
讓渡人ハ支拂人ニ對
シテ爲替資金ヲ供ス
ル義務ヲ負フ
第八百四十二條 現金支
拂ノ外ニ替資金義務
者カ支拂人ニ對シテ
有スル債權又ハ信用
ハ之ヲ爲替資金ニ充
ツルコトヲ得
第八百三十三條 方式ニ
依ラサル引受ト雖モ
其引受ニ依リテ引受
人カ爲替資金義務者
ヨリ爲替資金ヲ受取
リタリトノ推定ヲ生
ス但參加引受ヲ爲シ
タルトキハ此限ニ在
ラス
第八百四十四條 爲替資
金義務者ト所持人ト
ノ間ニ在テハ爲替手
形ノ引受ニ依リテ爲
替資金ヲ供シタリト
ノ推定ヲ生セス
第八百四十五條 爲替手

人カ死亡シ又ハ其他ノ理由ニ因リ欠缺シ又ハ其職務ノ引受ヲ
拒ミ又ハ仲裁人ノ取結ヒタル契約ヲ解キ又ハ其責務ノ履行ヲ
不當ニ遲延シタルトキ

第二 仲裁人カ其意見ノ可否同數ナル旨ヲ當事者ニ通知シタル
トキ

第七百九十四條 仲裁人ハ仲裁判斷前ニ當事者ヲ審訊シ且必要トス
ル限リハ爭ノ原因タル事件關係ヲ探知ス可シ

仲裁手續ニ付キ當事者ノ合意アラサル場合ニ於テハ其手續ハ仲裁
人ノ意見ヲ以テ之ヲ定ム

第七百九十五條 仲裁人ハ其面前ニ任意ニ出頭スル證人及ヒ鑑定人
ヲ訊問スルコトヲ得

仲裁人ハ證人又ハ鑑定人ヲシテ宣誓ヲ爲カシムル權ナシ
第七百九十六條 仲裁人ノ必要ト認ムル判斷上ノ行爲ニシテ仲裁人

形ノ支拂ヲ爲シタル
支拂人ハ爲替資金ノ
請求權ヲ爲替ノ原則
ニ從ヒテ主張スルコ
トヲ得
第八百六條 支拂人
ニ代ハリテ爲替手形
ノ支拂ヲ爲シタル者
ハ支拂人又ハ償還義
務者ニ對シテ所持人
ノ權利ヲ主張スルコ
トヲ得

第八百七條 振出人
及ヒ裏書讓渡人ハ爲
替資金ヲ供シタルモ
爲替手形ノ引取及ヒ
支拂ニ付キ連帶ノ責
任ヲ免カルコトヲ
得然レトモ其責任
ハ別段ノ契約ヲ以テ
其契約者間ニ於テ
ミ之ヲ制限シ又ハ廢
止スルコトヲ得
第八百八條 支拂人
ハ爲替資金ヲ受取リ
タルトキハ勿論假令

ノ爲スコトヲ得サルモノハ當事者ノ申立ニ因リ管轄裁判所之ヲ爲
ス可シ但其申立ヲ相當ト認メタルトキニ限ル

證人又ハ鑑定人ニ供述ヲ命シタル裁判所ハ證據ヲ述フルコト又ハ
鑑定ヲ爲スコトヲ拒ミタル場合ニ於テ必要ナル裁判ヲモ亦爲ス權
アリ

第七百九十七條 仲裁人ハ當事者カ仲裁手續ヲ許ス可カラサルコト

ヲ主張スルトキ殊ニ法律上有效ナル仲裁契約ノ成立セサルコト仲
裁契約カ判斷ス可キ爭ニ關係セサルコト又ハ仲裁人カ其職務ヲ施
行スル權ナキコトヲ主張スルトキト雖モ仲裁手續ヲ續行シ且仲裁
判斷ヲ爲スコトヲ得

第七百九十八條 數名ノ仲裁人カ仲裁判斷ヲ爲スコキトキハ過半數
ヲ以テ其判斷ヲ生ス可シ但仲裁契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ
在ラス

之ヲ受取ラサルモ振
出人其他ノ爲替資金
義務者ニ對シ爲替手
形ノ引受及ヒ支拂ノ
義務ヲ明示ニテ負擔
シタルトキハ引受若
クハ支拂ヲ爲サハル
ニ因リテ振出人其他
ノ爲替資金義務者ニ
生シメタル損害ニ
付キ責任ヲ負フ損害
ニ付テノ請求ハ豫メ
之ヲ支拂人ニ通知ス
ルコトヲ要セス

第二節 約束手

第七百九十九條 仲裁判斷ニハ其作リタル年月日ヲ記載シテ仲裁人
之ニ署名捺印ス可シ
仲裁人ノ署名捺印シタル判斷ノ正本ハ之ヲ當事者ニ送達シ其原本
ハ送達ノ證書ヲ添ヘテ管轄裁判所ノ書記課ニ之ヲ預ケ置ク可シ
第八百條 仲裁判斷ハ當事者間ニ於テ確定シタル裁判所ノ判決ト同
一ノ效力ヲ有ス
第八百二條 仲裁判斷ノ取消ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ申立ツルコトヲ
得
第一 仲裁手續ヲ許ス可カラサリシトキ
第二 仲裁判斷カ法律上禁止ノ行爲ヲ爲ス可キ旨ヲ當事者ニ言
渡シタルトキ
第三 當事者カ仲裁手續ニ於テ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレサ
リシトキ

レタル人若シハ所
持人ニ支拂フ可キ
第四 満期日
第五 振出人ノ署
名捺印
第八百十條 約束手
形ハ振出人ノ指圖ニ
テ之ヲ振出スコトヲ
得ス
第八百一十一條 約束
手形ニ別段ノ支拂地
ヲ掲ケサルトキハ振
出ノ場所ニ於テ其支
拂ヲ爲スコトヲ要ス
第八百一十二條 約束
手形ノ振出人ハ其振
出ニ因リテ満期日ニ
支拂ヲ爲ス義務ヲ負
擔ス
振出人ニ對シテ爲替
權利ヲ保全スルニハ
引受チモ支拂ノ爲メ
ノ呈示チモ拒證書ノ
作成ヲモ要スルコト
無シ然レモ一覽後定

第四 仲裁手續ニ於テ當事者ニ審訊セサリシトキ
第五 仲裁判斷ニ理由ヲ付セサリシトキ
第六 第四百六十九條第一號乃至第五號ノ場合ニ於テ原狀回復
ノ訴ヲ爲ス條件ノ存スルトキ
仲裁判斷ノ取消ハ當事者カ別段ノ合意ヲ爲シタルトキハ本條第四
號及ヒ第五號ニ掲ケタル理由ニ因リ之ヲ爲スコトヲ得ス
第八百二條 仲裁判斷ニ因リ爲ス強制執行ハ執行判決ヲ以テ其許ス
可キコトヲ言渡シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得
右執行判決ハ仲裁判斷ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ理由ノ存ス
ルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第八百三條 執行判決ヲ爲シタル後ハ仲裁判斷ノ取消ハ第八百一
第六號ニ掲ケタル理由ニ因リテノミ之ヲ申立ツルコトヲ得但當事
者カ自己ノ過失ニ非スシテ前手續ニ於テ取消ノ理由ヲ主張スル能

期拂ノ約束手形又ハ
他所拂人ヲ掲ケタル
約束手形ニ在テハ其
振出人ニ關シテモ第
七百三十五條及七百
七百七十八條ノ規定
ニ適用ス
第八百十三條 右ノ
外爲替手形ニ關スル
規定ハ性質上牴觸セ
サルモノニ限リ約束
手形ニモ之ヲ適用ス

第三節 小切手
第八百十四條 小切
手ハ寄託其他ノ方法
ニ依リ銀行ニ對シテ
繼續スル信用ヲ有ス
ル者カ其銀行ニ依リ
シテ之ヲ記名セラ
レタル人又ハ指圖セ
ラレタル人若クハ所
持人ニ呈示ヲ受ケ次
第或ル金額ヲ支拂ハ
シムル證券タリ
第八百十五條 小切

ハサリシコトヲ疏明シタルトキニ限ル
第八百四條 仲裁判斷取消ノ訴ハ前條ノ場合ニ於テハ一个月ノ不變
期限内ニ之ヲ起ス可シ
右期間ハ當事者カ取消ノ理由ヲ知リタル日ヲ以テ始マル然レトモ
執行判決ノ確定前ニハ始マラサルモノトス但執行判決ノ確定ト爲
リタル日ヨリ起算シテ五年ノ滿了後ハ此訴ヲ起スコトヲ許サス
仲裁判斷ヲ取消ストキハ執行判決ノ取消ヲモ亦言渡ス可シ
第八百五條 仲裁人ヲ選定シ若クハ忌避スルコト仲裁契約ノ消滅ス
ルコト、仲裁手續ヲ許ス可カラサルコト仲裁判斷ヲ取消スコト又
ハ執行判決ヲ爲スコトヲ目的トスル訴ニ付テハ仲裁契約ニ指定シ
タル區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ其指定ナキトキハ請求ヲ
裁判上主張スル場合ニ於テ管轄ヲ有ス可キ區裁判所又ハ地方裁判
所之ヲ管轄ス

手ニハ年月日ヲ記シ
振出人署名、捺印ス
可シ又小切手ハ一覽
拂トスルニ非サレハ
之ヲ振出スコトヲ得
ス其他銀行ト明示又
ハ默示ニテ約定シタ
ル振出ノ方式ハ之ヲ
遵守スルコトヲ要ス
第八百十六條 小切
手ハ裏書ヲ以テ之ヲ
轉付スルコトヲ得若
シ裏書讓渡人ノ署名
捺印ノミヲ以テ裏書
讓渡ヲ爲シタルトキ
又ハ無記名式ニテ振
出シタルトキハ交付
ニ因リテ之ヲ轉付ス
ルコトヲ得
第八百十七條 小切
手ハ引受ヲモ拒證書
ヲモ要スルコト無シ
又小切手ハ日附後三
个月ヲ以テ時効ニ罹
ル
小切手ハ同一地内ニ

前項ニ依リ管轄ヲ有スル裁判所數箇アルトキハ當事者又ハ仲裁人
カ最初ニ關係セシメタル裁判所之ヲ管轄ス

法律第五十號

民事訴訟法施行條例

第一條 民事訴訟法實施前ニ提起シタル訴訟ニ付テノ爾後ノ訴訟手
續ハ民事訴訟法ニ依リテ之ヲ完結ス

第二條 民事訴訟法實施前ニ關席ノ儘言渡シタル裁判ニ對シテハ民
事訴訟法ニ依リ故障ヲ申立ツルコトヲ得

故障ノ期間ハ新法ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊法ノ
控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ

第三條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ニ對スル控訴上告期限
ハ新法ノ控訴上告期間ニ依リ其實施ノ日ヨリ起算ス但其期間カ舊

於テハ日附後五日
又ハ振出地ト支拂地
ト同シカラサルトキ
ハ十日内ニ其支拂チ
請求ス可シ
第八百十八條 呈示
ノ上ニテ支拂チ受ケ
サルトキハ同一地内
ニ於テハ日附後十日
内又振出地ト支拂地
ト同シカラサル場合
ニ於テハ二十日内ニ
所持人ハ裏書讓渡人
若クハ振出人ニ對シ
裏書讓渡人ハ其前者
若クハ振出人ニ對シ
テ價還請求權チ有ス
但右ノ期限ヲ過キタ
ルモ裏書讓渡人カ請
求チ受ケタル翌日ニ
爲シタル償還請求ハ
有効ナリ
振出人ニ對シテハ振
出人カ信用チ有セズ
又ハ信用ヲ消盡シタル
ハ依頼チ取消シタル

法ノ控訴上告期限ヲ超過スルトキハ其期限ニ從フ
 第四條 民事訴訟法實施前ニ確定シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法
 ニ依リ再審ヲ求ムル訴チ爲スモトチ得但民事訴訟法實施前ニ再審
 ノ條件生シタルトキハ其條件ノ生シタル日ヨリ再審ノ期間ヲ起算
 ス
 第五條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ強制執行ハ民事訴訟
 法ニ依リテ之ヲ完結ス但シ既ニ身代限ノ揭示チ爲シ又ハ公賣ニ着
 手シタル事件ハ其手續ノ終了マテハ舊法ニ從フ
 第六條 民事訴訟法實施前ニ言渡シタル裁判ノ執行命令チ得サル場
 合ニ於テ民事訴訟法第四百九十九條ノ規定ニ從ヒ證明書チ要スル
 者ハ其訴訟記録ノ存在スル裁判所ニ之ヲ求ムルコトチ得
 第七條 民事訴訟法實施前既ニ勸解ヲ出願シ未タ完結ニ至ラサル事
 件ハ民事訴訟法第二百八十一條ノ規定ニ從ヒ區裁判所繼續シテ之

トキハ右期間ノ満了
後ト雖モ償還請求權
チ有ス
振出人ハ爭アル場合
ニ在テハ其小切手帳
及通帳ヲ裁判所ニ差
出ス義務アリ
第八百十九條 振出
人又ハ所持人ハ小切
手ニ横線チ附シ其横
線内ニ特ニ銀行ノミ
ニ支拂フ可キ旨ヲ記
載スルコトヲ得
第八百二十條 小切
手ハ支拂金チ受取ル
時受取證チ記シテ之
チ交付スルコトヲ要ス
第八百二十一條 日
附チ爲サス若シハ虛
偽ノ日附ヲ爲シテ小
切手チ振出シ裏書讓
渡シ若クハ之ニ受取
證チ記スル者又ハ日
附ナキ小切手チ受取
リ支拂ヒ若クハ之ニ
受取證チ記スル者又

チ完結スルコトチ得
 第八條 民事訴訟法ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村
 長ヲ置サル地ニ在テハ其職務チ行フ吏員ニ屬ス
 第九條 民事訴訟法ニ於テ親族ト稱スル者ハ當分ノ内刑法ノ親屬例
 ニ依ル
 第十條 婚姻離婚及養子ノ縁組離縁ニ關スル訴ニ付テハ特別ノ慣例
 アルモノハ當分ノ内其慣例ニ從フ
 第十一條 明治八年第六號布告ハ當分ノ内其効力チ有スルモノトス
 第十二條 明治十年第十九號布告控訴上告手續第十六條中大審院ト
 アルチ上告裁判所ト改メ該條ハ當分ノ内其効力チ有スルモノトス
 法律第四十八號
 行政裁判法

ハ相當ノ信用ナシシ
テ小切手ヲ振出シ若
クハ正當ノ理由ナク
シテ依頼ヲ取消ス者
ハ小切手金額ノ百分
ノ十ノ過料ニ處ス若
シ刑法上ノ刑ニ處ス
可キ行為アルトキハ
併セテ其刑ニ處ス
前項ノ過料ニ附テハ
第二百六十一條第一
項ノ規定ヲ適用ス

法律第五十三號

集會及政社法

第一條 此ノ法律ニ
於テ政談集會ト稱フ
ルハ何等ノ名義ヲ以
テスルニ拘ラス政治
ニ關ル事項ヲ講談論
議スル爲公衆ヲ會同

第一章 行政裁判所組織

第一條 行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條 行政裁判所ニ長官一人及評定官ヲ置ク評定官ノ員數ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

行政裁判所ニ書記ヲ置ク其員數及職務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 長官ハ勅任トス評定官ハ勅任又ハ奏任トス

長官及評定官ハ三十歳以上ニシテ五年以上高等行政官ノ職ヲ奉シ
タル者若クハ裁判官ノ職ヲ奉シタル者ヨリ内閣總理大臣ノ上奏ニ
依リ任命セラル、モノトス

書記ハ長官之ヲ判任ス

第四條 長官及評定官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 公然政事ニ關係スルコト
- 二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ衆議院議員府縣郡市

スルモノヲ謂フ政社

ト稱フルハ何等ノ名
義ヲ以テスルニ拘ラ

ス政治ニ關ル事項ヲ
目的トシテ團體ヲ組

成スルモノヲ謂フ

第二條 政談集會ニ
ハ發起人ヲ定ムヘシ

政談集會ヲ開クトキ
ハ發起人ヨリ開會四

十八時以前ニ會場所
在地ノ管轄警察官署

ニ届出ヘシ

前項ノ届出アリタル
トキハ警察官署ハ直

ニ其ノ領收證ヲ交付
スヘシ

町村會ノ議員若クハ參事會員タルコト

三 兼官ノ場合ヲ除ク外俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル
公務ニ就クコト

四 商業ヲ營ミ其他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ムコト

第五條 第六條ノ場合ヲ除ク外長官及評定官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒
ノ處分ニ由ルニ非サレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラ
ル、コトナシ

行政裁判所ノ長官又ハ評定官ヲ兼任スル者ハ其本官在職中前項ヲ
適用ス

懲戒處分ノ法ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 長官及評定官身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト
能ハサルトキハ内閣總理大臣ハ行政裁判所ノ總會ノ決議ニ依リ其
退職ヲ上奏スルコトヲ得

年書ニハ集會ノ場所年月日時並ニ發起人及講談論議者ノ氏名住所年齢ヲ記載シ發起人署名捺印スヘシ届書ニ記載シタル時刻開會セザルトキハテ出ノ効ヲ失フモノ届ス

ト三條 日本臣民ニ第テ公權ヲ有スル成シノ男子ニアラザレハ政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

第四條 現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ

第七條 長官ハ行政裁判所ノ事務ヲ總理ス
長官故障アルトキハ評定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス
キトキハ任官ノ順序ニ依リ其先ナル者之ヲ代理ス

第八條 長官ハ自ラ裁判長トナリ若クハ評定官ニ裁判長ヲ命スルコトヲ得
部ヲ分ツノ必要アルトキハ其組織及事務分配ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九條 行政裁判所ノ裁判ハ裁判長及評定官ヲ併セ五人以上ノ列席合議ヲ要ス但列席ノ人員ハ奇數ニ限ル若シ缺席ノ爲偶數トナリタルトキハ官等最モ低キ評定官ヲ議決ヨリ除ク官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其後ナル者ヲ除ク
議決ハ過半數ニ依ル

第十條 長官又ハ評定官ハ左ノ場合ニ於テ評議及議決ニ加ハルコト

陸海軍軍人警察官官立公立私立學校ノ教員學生生徒未成年者及女子ハ政談集會ニ會同スルコトヲ得ス
法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ開ク所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前三十日間ハ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限リ本條ノ制限ニ依ルチ要セス

第五條 政談集會ニ於テハ外國人ヲシテ講談論議者ヲラシム

ヲ得ス

一 裁判スヘキ事件自己又ハ父母兄弟姉妹若クハ妻子ノ身上ニ關スルトキ

二 裁判スヘキ事件一人ノ資格ヲ以テ意見ヲ述ヘタルモノ又ハ理事者代理者若クハ職務外ノ地位ニ於テ取扱ヒタルモノニ關スルトキ

三 裁判スヘキ事件行政官タルノ資格ヲ以テ其事件ノ處分又ハ裁決ニ參與シタルモノニ關スルトキ

第十一條 前條ノ場合ニ於テ原告又ハ被告ハ原因ヲ説明シテ文書又ハ口頭ヲ以テ長官又ハ評定官ヲ忌避スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十二條 忌避若クハ除斥ノ原因タル事情ニ付キ長官又ハ評定官ヨリ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ長官又ハ評定官ト法律ニ依

ルコトヲ得ス

第六條 政談集會ハ

屋外ニ於テ開クコト

ヲ得ス

第七條 凡ソ屋外ニ

於テ公衆ヲ會同シ又

ハ多衆運動セントス

ルトキハ發起人ヨリ

四十八時以前ニ會同

スヘキ場所年月日時

及其ノ通過スヘキ路

線ヲ管轄警察官署ニ

届出テ認可ヲ受クハ

シ但シ祭葬講社學生

生徒ノ體育運動及其

リ評議及決議ニ加ハルヲ得サルヲ疑アルトキハ行政裁判所ハ本人

ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十三條 行政裁判所ノ處務規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 行政訴訟ノ辯護人タルコトヲ得ルハ行政裁判所ノ認許シ

タル辯護士ニ限ル

第二章 行政裁判所之權限

第十五條 行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタ

ル事件ヲ審判ス

第十六條 行政裁判所ハ損害賠償ノ訴訟ヲ受理セス

第十七條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外地方

上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スルコ

トヲ得ス

各省大臣ノ處分又ハ内閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對

ノ他慣例ノ許ス所ニ

係ルモノハ此ノ限ニ

アラス

警察官署ハ前項ノ届

出ニ於テ安寧秩序ニ

妨害アリト認ムルト

キハ認可ヲ拒ムコト

ヲ得

警察官ハ安寧秩序ニ

妨害アリト認ムルト

キハ何等ノ場合ニ拘

ラス屋外ノ集會又ハ

多衆運動ヲ禁止スル

コトヲ得

第八條 帝國議會開

シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

各省又ハ内閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ

得ス

第十八條 行政裁判所ノ判決ハ其事件ニ付キ關係ノ行政廳ヲ羈束ス

第十九條 行政裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス

第二十條 行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス

行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議

ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第二十一條 行政裁判所ノ判決ノ執行ハ通常裁判所ニ囑託スルコト

ヲ得

第三章 行政訴訟手續

第二十二條 行政訴訟ハ行政廳ニ於テ處分書若クハ裁決書ヲ交付シ

又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スヘシ六十日ヲ經過シタ

會ヨリ閉會ニ至ルノ
間ハ議院ヲ距ル三里
以内ニ於テ屋外ノ集
會又ハ多衆運動ヲナ
スコトヲ得ス但シ第
七條第一項但書ノ場
合ハ本條ニ於テモ之
ヲ適用ス

第九條 警察官署ハ
制服ヲ着シタル警察
官ヲ派遣シ政談集會
ニ臨監セシムルコト
ヲ得

發起人ハ臨監警察官
ニ其求ムル所ノ席ヲ

ルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ス但法律勅令ニ特別ノ規程アル
モノハ此限ニ在ラス

訴訟提起ノ日限其他法律ニ依リ行政裁判所ノ指定スル日限ノ計算
竝ニ災害事變ノ爲メ遷延シタル期限ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ
適用ス

第二十三條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除外行
政廳ノ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止セス但行政廳及行政裁判所ハ其
職權ニ依リ又ハ原告ノ願ニ依リ必要ト認ムルトキハ其處分又ハ裁
決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第二十四條 行政訴訟ハ文書ヲ以テ行政裁判所ニ提起スヘシ
法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ行政訴訟ヲ提起ス
ルコトヲ得

第二十五條 訴狀ハ左ノ事項ヲ記載シ原告署名捺印スヘシ

供スヘシ集會ニ關ス
ル事項ニ付尋問アル
トキ何事タリトモ之
ニ開答スヘシ

政談集會ニアラサル
モ安寧秩序ヲ妨害ス
ルノ虞アリト認ムル
集會ニハ第一項ノ臨
監ヲ爲スコトヲ得

第十條 凡シ集會ニ
ハ戎器又ハ兇器ヲ携
帶シテ會同スルコト
ヲ得ス但シ制規ニ依
リ戎器ヲ携帯スル者
ハ此ノ限ニアラス

一 原告ノ身分、職業、住所、年齢

二 被告ノ行政廳又ハ其他ノ被告

三 要求ノ事件及其理由

四 立證

五 年月日

訴狀ニハ原告ノ經歷シタル訴願書裁決書並ニ證據書類ヲ添フヘシ

第二十六條 訴狀ニハ被告ニ送付スル爲メニ必要文書ノ副本ヲ添フ
ヘシ

第二十七條 行政裁判所ハ原告ノ訴狀ニ就テ審査シ若シ法律勅令ニ
依リ行政訴訟ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違
背スルモノナルトキハ其理由ヲ付シタル裁決書ヲ以テ之ヲ却下ス
ヘシ

其訴狀ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ之ヲ改正セシムル爲メ期限ヲ

第十一條 凡ソ集會ニ於テ罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑律ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談論ヲナスコトヲ得ス

第十二條 會場ニ於テ故ラニ喧擾ヲ爲シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ會場外ニ退出セシムルコトヲ得

指定シテ還付スヘシ

第二十八條 行政裁判所ニ於テ訴狀ヲ受理シタルトキハ其副本ヲ被告ニ送付シ相當ノ期限ヲ指定シテ答辯書ヲ差出サシムヘシ

答辯書ニハ原告ニ送付スル爲メ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ

第二十九條 行政裁判所ハ必要ナリト認ムルトキニ其期限ヲ指定シテ原告被告交互ニ辯駁書及再度ノ答辯書ヲ差出サシムヘシ

第三十條 行政裁判所ハ訴狀及答辯書ノ附属文書ノ副本ヲ原告被告交互ニ送付スル代リニ所内ニ於テ之ヲ閱覽セシムルコトヲ得

第三十一條 行政裁判所ハ訴訟審問中其事件ノ利害ニ關係アル第三者ヲ訴訟ニ加ハラシメ又ハ第三者ノ願ニ依リ訴訟ニ加ハルコトヲ許可スルヲ得

前項ノ場合ニ於テハ行政裁判所ノ判決ハ第三者ニ對シテモ亦其効力ヲ有ス

ヲ得

第十三條 警察官ハ左ノ場合ニ於テ集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一 集會ノ成立此ノ條例ニ背キタルトキ

二 第十一條ヲ犯シタルトキ又ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキ

此ノ場合ニ於テハ全會ヲ解散セシムテ單ニ其ノ一人ノ

第三十二條 行政官廳ハ其官吏又ハ其申立ニ依リ主務大臣ヨリ命シタル委員ヲシテ訴訟代理ヲ爲サシムルコトヲ得

代理者ハ委任狀ヲ以テ代人タルコトヲ證明スヘシ

第三十三條 行政裁判所ハ豫メ指定シタル期日ニ於テ原告被告及第三者ヲ召喚シテ審廷ヲ開キ口頭審問ヲ爲スヘシ

原告被告及第三者ニ於テ口頭審問ヲ爲スコトヲ望マサル旨ヲ申立タル場合ニ於テハ行政裁判所ハ文書ニ就キ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 審廷ニ於テハ原告被告及第三者ノ辯明ヲ聽クヘシ

審廷ニ於テハ裁判長ノ許可ヲ得タル者ヨリ順次發言スヘシ

原告被告及第三者ハ事實上及法律上ノ點ニ就キ文書ニ盡サ、ル所ヲ補足シ又ハ誤謬ヲ更正シ若クハ新ニ證據ヲ提出シ及證書ヲ提示スルコトヲ得

講談論議ヲ停止スルコトヲ得
 三 警察官ノ臨監ヲ拒ミ又ハ其ノ求ムル所ノ席ヲ供セズ又ハ其尋問ニ答ハサルトキ
 四 會衆騷擾ニ涉リ警察官之ヲ制止スルモ鎮靜セサルトキ
 五 第四條第十條ノ違反者多數ニシテ警察官ヨリ退場ヲ命スルモ其ノ命

第三十五條 主務大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ公益ヲ辯護スル爲メ委員ヲ命シ審廷ニ差出スコトヲ得
 行政裁判所ハ判決ヲ爲ス前ニ委員ヲシテ意見ヲ陳述セシムヘシ
 第三十六條 行政裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公開ス
 安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ又ハ行政廳ノ要求アルトキハ行政裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得
 第三十七條 公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ公衆ヲ退カシムルノ前之ヲ言渡ス
 第三十八條 行政裁判所ハ原告被告及第三者ニ出廷ヲ命シ並ニ必要ト認ムル證憑ヲ徵シ證人及鑑定人ヲ召喚シ審問ニ應シ證明及鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得
 證人又ハ鑑定人トシテ審問ニ應シ證明及鑑定ヲ爲スヘキ義務ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス其義務ヲ盡サハル場合ニ於テ處分

ニ從ハサルトキ
 第十四條 第二條ノ届出ヲ爲サスシテ政談集會ヲ開キタルトキハ發起人ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ會場ヲ貸與シタル者亦同シ
 第十五條 第二條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキハ發起人罰前條ニ同シ
 第十六條 第三條ヲ犯シタル者及第四條ニ背キ會同シタル者

スヘキ科罰ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス
 行政裁判所ハ口頭審問ニ於テ舉證ノ手續ヲ爲シ又ハ評定官ニ委任シ若クハ通常裁判所又ハ行政廳ニ囑託シテ之ヲ調査ヲ爲サシムルコトヲ得
 第三十九條 行政裁判所ニ於テ審問中ノ事件ニ關シ民事上ノ訴訟起ルコトアリテ通常裁判所ノ確定ヲ待ツノ必要アリト認ムルトキハ其審判ヲ中止スルコトヲ得
 第四十條 審問手續ニ關スル故障ノ申立ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス
 第四十一條 召喚ノ期日ニ於テ原告若クハ被告若クハ第三者出廷セサルコトアルモ行政裁判所ハ其審判ヲ中止セス
 原告被告及第三者共ニ出廷セサルトキハ行政裁判所ハ審問ヲ行ハス直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

及其ノ之ヲ制止セサル發起人ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條ヲ犯シタル發起人ハ罰前項ニ同シ政談集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ會同セシメタル發起人ハ本條第一項ノ例ニ照シテ一等ヲ加フ

第六條ヲ犯シタル發起人及講談論議者ハ十一日以下ノ罰金ニ處ス

第七條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十圓以上百圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 裁判宣告書ハ理由ヲ付シ裁判長評定官及書記之ニ署名捺印シ其謄本ニ行政裁判所ノ印章ヲ捺シ之ヲ原告被告及第三者ニ交付スヘシ

行政訴訟ノ文書ニハ訴訟用印紙ヲ貼用スルヲ要セス
第四十三條 行政訴訟手續ニ關シ此法律ニ規程ナキモノハ行政裁判所ノ定ムル所ニ依リ民事訴訟ニ關スル規程ヲ適用スルコトヲ得

第四章 附則
第四十四條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行ス
第四十五條 第二十條第二項ノ權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ノ間樞密院ニ於テ之ヲ裁定ス

裁定ノ手續ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
第四十六條 従前ノ法令ニシテ此法律ト牴觸スルモノハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條 此法律施行ノ前既ニ行政訴訟トシテ受理シ審理中ニ係ルモノハ仍従前ノ成規ニ依リ處分スヘシ

勅令第百十一號
行政裁判所評定官ノ員數並書記ノ員數及職務

第一條 行政裁判所評定官ノ定員ハ十一人トス
行政裁判所書記ノ定員ハ十五人トス

第二條 行政裁判所書記ハ行政裁判法其他法律勅令ニ於テ特定シタル事務ヲ取扱フ

第三條 行政裁判所書記ハ往復會計記錄其他庶務ニ從事ス
第四條 行政裁判所書記ハ行政裁判所長官ノ命令ニ從フ

審判ニ關シテハ裁判長ノ命令ニ從フ
法律第百五號

犯シタル者ハ十一日
以上六月以下ノ輕禁
錮ニ處ス其ノ之ヲ制
止セサル發起人亦同
第二十一條 第十一
條ヲ犯シタル者ハ一
月以上六月以下ノ輕
禁錮又ハ二十圓以上
二百圓以下ノ罰金ニ
處ス
第二十二條 警察官
ヨリ解散ヲ命ゼラレ
タル後仍退散セサル
者又ハ退出ヲ命ゼラ

第一條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲ケタ
ル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得
一 租税及手数料ノ賦課ニ關スル事件
二 租税滯納處分ニ關スル事件
三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
四 水利及土木ニ關スル事件
五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
六 地方警察ニ關スル事件
其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件
第二條 訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上
級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ
訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決

レタル後仍退出セサ
ル者ハ十一日以上六
月以下ノ輕禁錮又ハ
二十圓以上二十圓以下
ノ罰金ニ處ス
第二十三條 政社ハ
役員ヲ置クヘシ
政社ハ組成後三日以
内ニ其役員ヨリ社名
社則事務所役員及社
員名簿ヲ其ノ事務所
所在地ノ管轄警察官
署ニ届出ヘシ其ノ届
出ノ事項ニ變更アリ
タルトキ亦同シ

ヲ爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ
國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁
決ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參
事會又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ
第三條 各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提起
スヘシ
第四條 裁判所ノ裁判各省ノ處決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決
ヲ經タルモノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス
第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ
訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス
第六條 訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年
齡ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ
訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ並下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ

役員ハ其ノ政社ニ關ル事項ニ付警察官ヨリ尋問アルトキ何事タリトモ之ニ開答スヘシ

第二十四條 政社ニシテ政談集會ヲ開クトキハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ講談論議者及會場ヲ豫定シテ定期ニ集會スルモノハ之ヲ初會ノ開會四十八時以前ニ届

裁決書ヲ添フヘシ

第七條 多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條 行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス

行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモノハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得ス

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第九條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適

出ルトキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス其ノ事項ニ變更アリタルトキハ仍第二條ノ手續ニ依ルヘシ

第二十五條 現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立學校ノ教員學生生徒未成年者女子及公權ヲ有セサル男子ハ政社ニ加入スルコトヲ得ス

第二十六條 政社ニ於テハ外國人ヲシテ加入セシムルコトヲ得ス

法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第十一條 第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必要文書ヲ添ヘ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ受取リタル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前二項ノ例ニ依ルヘシ

第十二條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セス但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ

第二十七條 政社ハ
標章及旗幟ヲ用ヰル
コトヲ得ス
第二十八條 政社ハ
委員若ハ文書ヲ發シ
テ公衆ヲ誘導シ又ハ
支社ヲ置キ若ハ他ノ
政社ト連結通信スル
コトヲ得ス
第二十九條 政社ニ
於テ法律ヲ以テ組織
シタル議會ノ議員ニ
對シテ其ノ發言及表
決ニ付議會外ニ於テ
責任ヲ負ハシムルノ
制規ヲ設クルコトヲ
得ス

必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得
第十三條 訴願ハ口頭審問ヲ爲サス其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政
廳ニ於テ必要ナリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得
第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願
ヲ却下スルトキ亦同シ
第十五條 訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ
訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ
第十六條 上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳ヲ羈束ス
第十七條 訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノハ
各其規程ニ依ル
附則
第十八條 明治十五年(十二月)第五十八號布告請願規則ハ此法律施
行ノ日ヨリ廢止ス

第三十條 凡ソ結社
ニシテ安寧秩序ニ妨
害アリト認ムルトキ
ハ内務大臣ハ之ヲ禁
止スルコトヲ得若シ
禁止ノ命ニ從ハスシ
テ仍結社スルノ實ア
ル者ハ二月以上二年
以下ノ輕禁錮又ハ二
十圓以上二百圓以下
ノ罰金ニ處ス
第三十一條 第二十
三條ニ背キ政社ノ届
出ヲ爲サハルトキ又
ハ警察官ノ尋問ニ答
ハサルトキハ其ノ役
員ヲ十圓以上百圓以

第十九條 此法律施行ノ前請願規則ニ依リ受理シタル請願ハ仍其規
則ニ依リ之ヲ處分ス
請願規則ニ依リ下級行政廳ノ指令ヲ受ケタル者訴願スルヲ得ヘキ
場合ニ於テ更ニ訴願セントスルトキハ此法律ニ從ヒ其上級行政廳
ニ之ヲ提起スヘシ
第二十條 第八條ノ訴願期限ハ此法律施行ノ前行政處分ヲ受ケ又ハ
請願規則ニ依リ指令ヲ受ケタル事件ニシテ其處分又ハ指令ヲ受ケ
タル日ヨリ滿五年ヲ經過セサルモノニ對シテハ此法律施行ノ日ヨ
リ之ヲ起算ス
第二十一條 行政廳ニ呈出スル請願ハ此法律ニ依ルノ限ニ在ラス
勅令第九十二號
行政裁判所處務規程

下ノ罰金ニ處ス
 第二十三條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキ又ハ尋問ヲ受ケテ偽詐ノ答ヲ爲ストキハ前項ノ例ニ照シテ一等ヲ加フ
 第三十二條 第二十五條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル員役ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二十六條ヲ犯シタル役員ハ罰前項ニ同シ
 第三十三條 第二十

第一條 行政訴訟各事件ノ掛評定官ハ行政裁判所長官ノ指定ニ依ル
 第二條 行政裁判法第八條ニ依リ評定官ヲシテ裁判長タラシムルトキハ同法第七條第二項ノ順序ニ從ヒ之ヲ命スヘキモノトス
 第三條 裁判長ハ一事件毎ニ審判準備ノ爲メ掛評定官中ノ一名若ハ二名ニ專理員ヲ指命スルコトヲ得
 第四條 裁判長行政裁判法第三十八條第二項ノ場合ニ於テ科罰シ言渡シタルトキハ書記ヲシテ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入セシム
 第五條 毎年七月十一日ヨリ九月十日マテノ間ハ行政裁判所ニ於テ緊急ノ事項ト認ムルモノ、外既ニ着手シタル訴訟ヲ中止シ並ニ新ナル訴訟ニ着手セス
 第六條 行政裁判所ノ總會議ハ評定官總員三分ノ二以上列席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス
 第七條 總會議ノ議事ハ長官之ヲ整理ス若シ長官故障アルトキハ評

七條ニ背キ標章旗幟ヲ用非タル者及其ノ政社ノ役員ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十四條 第二十八條ヲ犯シタルトキハ其ノ役員及委員ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十五條 集會ノ發起人又ハ結社ノ役員タルノ實アル者ハ一人又ハ數人又ハ何等ノ名義ヲ以テスル

定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス
 第八條 行政裁判所ハ訴訟ノ呼出狀及其他ノ書類ヲ使丁若ハ郵便ヲ以テ送達シ又ハ通常裁判所ニ囑託シテ送達セシムルコトヲ得
 第九條 行政裁判所ハ法律命令ノ範圍内ニ於テ其職權ニ屬スル事件ニ付告示ヲ發スルコトヲ得
 第十條 行政裁判所長官ハ法律命令ノ範圍内ニ於テ事務取扱ノ順序方法ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得
 書記ノ職務ニ關スル規程ハ行政裁判所之ヲ定ム
 法律第六號
 行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判
 法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲グル事件ニ付行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出

ニ拘ラス總テ發起人
又ハ役員ノ責ニ任ス
第三十六條 此ノ法
律ヲ犯シタル者ハ數
罪俱發ノ例ヲ用非ス
第三十七條 此ノ法
律ニ關スル公訴ノ期
滿免除ハ六月トス
第三十八條 法律命
令ニ定ムル所ノ集會
ハ此ノ法律ニ依ルノ
限ニアラス

訴スルコトヲ得

- 一 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件
- 五 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

行政裁判所告示第一號

行政裁判所假廳開廳

行政裁判所假廳ヲ東京市永田町第一御料地ニ設ク明治二十三年十月
一日ヨリ開廳ス

明治二十三年九月十九日 行政裁判所長官 男爵榎村正直

附頭 實例民事訴訟法終

明治廿七年三月廿二日印刷
明治廿七年五月五日發行

編輯者

總町區中六番町廿七番地寄留
相原 稻造

發行者

日本橋區通三丁目十三番地
內藤 加我

印刷者

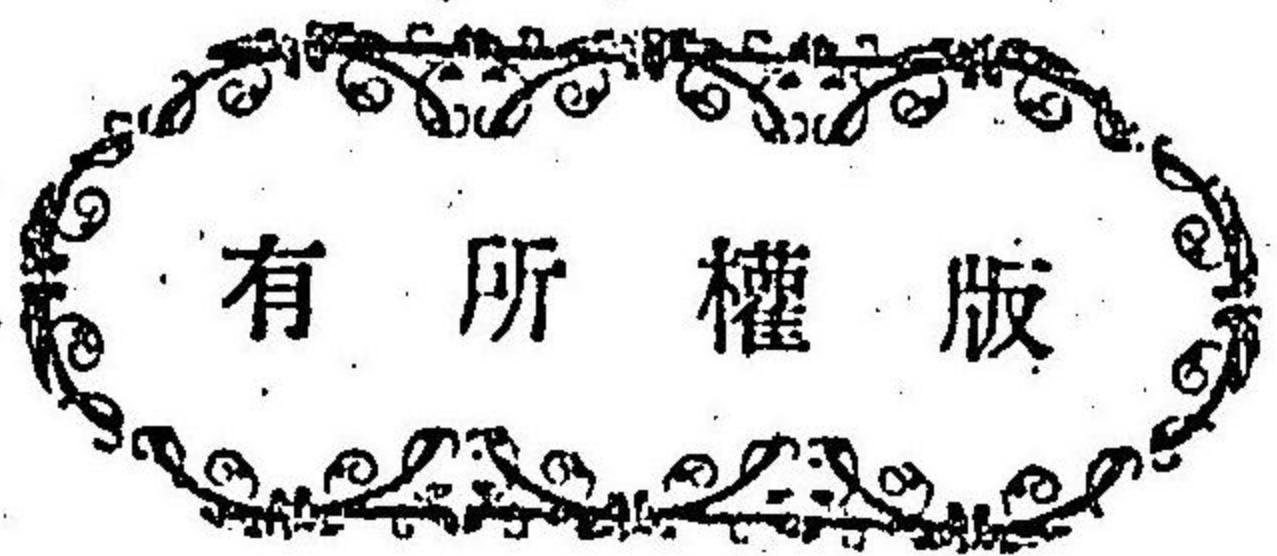
日本橋區新和泉町一番地
瀧川 三代太郎

發兌

日本橋區通三丁目十三番地
金 櫻堂

印刷所

日本橋區新和泉町一番地
今古堂



知 謝 禮 本

同 前 廿 日 全 經 八 卷 正 及 終 卷

甲 師 禮 今 日 均 差
好 處 全 部 均 差
中 師 禮 今 日 均 差
獎 勵 均 差 內 部 均 差
國 師 禮 今 日 均 差

同 前 廿 日 全 經 八 卷 正 及 終 卷

